

寒川町教育委員会の姿勢 ~変わらずに大切なこと~

全国学力・学習状況調査は平成 25 年度から、全国全ての小学校、中学校を対象に調査が行われてきました。令和 3 年度の調査の目的は次の通りです。

【調査の目的】¹

- 学力や学習状況を把握して、分析すること
- 教育施策の成果と課題を検証して、その改善を図ること
- 学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること
- 教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること

これとともに、変わらないこととしては、

【調査結果の取り扱いに関する配慮事項】²

- 本調査の目的や、調査結果が学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であること
- 序列化につながらない取組が必要であること

この部分について、令和 3 年度の全国学力・学習状況調査に関する実施要領でも、

【調査結果の取り扱いに関する配慮事項】³

- 調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること
- 学校における教育活動の一側面であること
- 序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮すること

この調査で分かることは学力の特定の一部分であること、この調査結果を受けて、序列化や過度の競争が生まれないよう配慮することが求められています。

- 「全国学力・学習状況調査に関する実施要領」については、以後「実施要領」とする。

1【調査の目的】 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。（令和 3 年度 実施要領より）

2【調査結果の取扱いに関する配慮事項】 調査結果の公表にあたっては、本調査の目的や、調査結果が学力の特定の一部分であることなどを明示するとともに、序列化につながらない取組が必要。（平成 25 年度 実施要領より）

寒川町教育委員会では令和3年度についてもこのことをしっかりと受け止め、全国学力・学習状況調査を次のように取り扱い、寒川町の教育のより一層の発展を目指していきます。

【寒川町教育委員会として】^{3・4}

- 序列化や過度な競争が生じないよう配慮します。
(調査結果については、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行いません。)
- 学力の特定の一部分、教育活動の一側面であることに十分に留意します。
(他の市町村や過去の結果との数値のみの比較に終わらず、平均正答数や平均正答率の現状についてしっかりと受け止めていきます。)
- 調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表します。
- 調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策を示していきます。
- 調査結果の分析内容や改善方法については、寒川町ホームページに掲載するだけでなく、家庭版学校教育だより等で家庭への発信をし、家庭とともに学習について考えていきます。

また、次のことを踏まえて分析をしていきます。

【分析をする上での留意点】

- 学校での教育実践と調査結果との関わりについて検証していきます。
- 「これまでに取り組んで『強み』になったこと」を成果としています。
- 「これまでにも取り組んできて、これからも取り組んでいきたいこと・より重点的に今後取り組みたいこと」を課題とします。
- 寒川町の児童・生徒やその保護者の取り組み、また、教職員の教育実践の方向性について、学習指導要領やこれから求められる力と関連付けていきます。

3 【調査結果の取扱いに関する配慮事項】「調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。」「調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。」(令和3年度実施要領より)

4 【調査結果の活用】(ア) 各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。(ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

(令和3年度実施要領より)

～学びの主役は子ども～

小学校は昨年度、中学校は今年度から全面実施された新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善⁵（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）が求められ、教員が「何を教えるか」から児童・生徒を主語にした「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」に視点が変わりました。つまり、児童・生徒が学びの主役となり学習を進めることができます。

児童・生徒が主体的な学びを追究していくためには、子ども自身が興味を持って積極的に取り組むとともに、課題を見いだし、見通しを持って粘り強く授業に取り組めるような教師の工夫や努力が必要です。また、対話的な学びを深めるためには、自分の考えを友達に伝えたい・話したいと思わせる場の設定や、有意義な話し合いをするための教師の働きかけや、子どもたちが行っていることの価値づけが大事となってきます。さらに、深い学びを追究してくためには、教科特有の見方・考え方を働かせて、教科の本質に迫る授業を構想する必要があります。このような日々の授業の積み重ねによって、子どもたちに、「生きる力」⁶を育むことができます。

寒川町では、新学習指導要領の趣旨に則り、「主体的・対話的で深い学び」の授業改善の実現に向けて取り組んでいます。この取り組みの成果の一部は、児童質問紙調査や生徒質問紙調査の結果に表れています。

これまでの寒川町の取り組みでは、児童・生徒の努力、保護者の支え、地域の協力、学校においての授業改善の実現によって、着実に積み上げられてきています。

全国学力・学習状況調査の結果を学力の一部分として真摯に受け止め、学校、地域、家庭が、子どもたちの未来のために一緒にになって取り組んでいきたいと考えております。

5 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善) 子どもたちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これから時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようになるためには、これまでの学校教育の蓄積を生かし、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要であり、我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）を推進する必要がある。

（新学習指導要領解説 総則編より）

6 【生きる力とは】今回の改訂においては、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきていることを踏まえ、複雑で予測困難な時代の中でも、児童・生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通してそのために必要な力を育んでいくことを重視している。

（新学習指導要領解説 総則編より）